
■ 法人名 : エスネットワークス
■ 部 署 :
■ 役 職 :
■ 名 前 : 高桑 昌也

御担当者様

「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」に関し、以下のとおりコメント致します。

宜しく願い申し上げます。

■コメント1

Q1 について

「不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引」というのは、具体的にどのようなケースを想定しているのでしょうか。

■コメント2

Q2. について

「取引所若しくは店頭において取引されているが、実際の売買事例が極めて少ない金融資産」とありますが、地方の株式市場では、月に1～2回、しかも単元未満株の自社による買取のみ、という銘柄も少なくありません。

そのような場合、「市場価格を時価とみなせ」ず、「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」によることができるのでしょうか。

(市場価格を時価として採用する前提が、金融資産の取引が活発に行われているのが大前提と察します。市場にて活発に取引が行われていないのに、株式についてのみ市場価格を採用するのは問題があるのではないのでしょうか)

■コメント3

Q2 について

「売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産」は市場価格がない、と考えられる。とありますが、どのくらい差があれば、著しいと判断されるのでしょうか。

(2倍とか3倍とか、具体例があれば、実務上迷わないと察します)

また、仮にアスクとビットに著しい差があるとして、保守的に「買い」の価格を採用する

ことはできないのでしょうか。

経営者の見積り価格と選択でもいいと思います。

(アスク・ビットが乖離しているからと言って、すぐに経営者の見積り価格を採用するというのは如何なものかと考えます)

■コメント4

Q3について

「将来キャッシュ・フロー」もマネジメントケースは甘めになる傾向になるので、「恣意性を排除した客観的かつ合理的なもの」、という追加表現を検討お願い致します。

また、適用する割引率は、どのような形になるのでしょうか。

割引率の算出についても言及した方がいいのではと考えます。

■コメント5

今回の草案は、従来の実務上の考え方と異にしない前提と察しますが、検討に時間があまり割かれておらず、性急な感もあります。

一旦期限を設けるか、あるいは「金融市場の混乱」している中での解釈を示したもの、という形にした方が良いのではないのでしょうか。

公認会計士 高桑 昌也